特定化学物質の取扱量 集計結果（令和5年度 三郷市）

物質区分 1：第1種指定化学物質 2：第2種指定化学物質 3：県規則で定める物質　　単位：kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数	順位	取扱量	順位	使用量	製造量	取り扱う量
1	1	亜鉛の水溶性化合物	3	9	69,000	9	69,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	10	2	447,900	7	4,900	0	443,000
1	80	キシレン	11	1	1,916,400	2	6,400	0	1,910,000
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	10	8,300	18	8,300	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	10	1,800	20	1,800	0	0
1	272	銅水溶性塩（錯塩を除く。）	1	10	19,000	11	19,000	0	0
1	300	トルエン	10	2	4,210,400	1	20,400	0	4,190,000
1	302	ナフタレン	1	10	1,700	21	1,700	0	0
1	308	ニッケル	1	10	14,000	14	14,000	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	10	16,000	13	16,000	0	0
1	342	ピリジン	1	10	8,400	17	8,400	0	0
1	392	ヘキサン	8	5	1,378,000	4	0	0	1,378,000
1	400	ベンゼン	8	5	252,000	8	0	0	252,000
1	407	ポリ（オキシエチレン）=アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。）	1	10	1,200	22	1,200	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	10	890,000	5	890,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	10	8,300	18	8,300	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	1	10	18,000	12	18,000	0	0
1	595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1	10	1,200	22	1,200	0	0
1	674	テトラヒドロフラン	1	10	12,000	16	12,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	10	2	1,815,000	3	11,000	0	1,804,000
1	697	鉛及びその化合物	1	10	13,000	15	13,000	0	0
1	731	ヘプタン	8	5	509,000	6	0	0	509,000
3	11	メタノール	1	10	700	24	700	0	0
3	13	硫酸（三酸化硫黄を含む）	4	8	64,000	10	64,000	0	0
		合計	―	―	11,675,300	―	1,189,300	0	10,486,000

※1 取扱量について
　取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量
　　使用量　　：事業所において事業活動に伴い使用した量
　　製造量　　：事業所において製造した量
　　取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他
　本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。
　報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。